

議案第 5 5 号

大町市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大町市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出 大町市長 柳 原 健

令和 8 年 9 月 日 議決

大町市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大町市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

目次中「・５２条」を「―５２条」に改める。

第２条第６号中「小規模保育事業」を「満３歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第３号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の１号を加える。

（６）の２ 満３歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

（１１）の２ 教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

（１１）の３ 満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

（１１）の４ 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第２条第２３号中「第４３条第２項」を「第４３条第４項」に改める。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第１３条第４項第３号中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第１４条第２項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第２８条第２項」を「同法第２８条第２項」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「第42条第3項」に、「同条」を「同令第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- （1）家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- （2）事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳

以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合においては、」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「特定地域型保育」の次に「（満3歳限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子どもに限る。以下この号及び」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。」に改め、同条第7項中「、次」を「次」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条及び第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第14条第1項中「」に改め、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準

用する次項及び第19条において同じ。)に係る」、「「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、」及び「「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と」を削り、「関する規程」と」の次に「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「（特別利用地域型保育の基準）」を付する。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。））」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」を「いう。次条第3項及び第52条第3項」に、「前節(」を「この章（第37条第3項、第39条第3項及び」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に、「以下前節」を「以下この章（第43条第1項を除く。））」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。））」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、」を削り、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第5条中「特例保育所型事業所内保育事業者」を「満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、令和 9 年 3 月 3 1 日とする。